

タイトル：2019 Middle Eastern and Islamic Studies in Japan: The State of the Art (No.13)

日時：2019年11月29日（金）10：00～13：20

場所：Crowne Plaza Beirut, Hamra Main Street, Beirut

“Relations between the American Financial Mission and the Parliament in the Reẓā Khān Administration: The *General Budget Act for 1303/1924-25*”

徳永 佳晃（東京大学大学院 博士課程）

本報告会では、1920年代のイラン法制史、具体的にはレザー・ハーン内閣（1923-1925）のもと初めて制定された1924-25年一般予算法の国民議会審議に関する報告を行った。この報告では、同予算法案審議の分析を通じて、アメリカから招聘され当時国家財政の全権を委嘱されていた財政長官アーサー・ミルスポーと国民議会の関係性を明らかにすることを目指した。先行研究ではミルスポーの財政改革について、独裁体制の樹立を目指すレザー・ハーンとの関係性を軸に論じられてきた。それらの研究によって、自らの権力基盤である軍隊への支出を拡大しようとするレザー・ハーンと、財政の均衡を重視するミルスポーが対立を深めたこと、その対立が原因となってミルスポーが財政長官の地位から追われることになったことが既に明らかにされている。しかしながら、このようなミルスポーとレザー・ハーン内閣及びその政府との対立が論じられる一方、ミルスポーの財政政策を法制化する国民議会とミルスポーとの関係性については、これまで十分に論じられてこなかった。これに対して報告者は、ミルスポーと国民議会がいかなる関係性にあったのか、1924-25年一般予算法案審議を事例に、解明することを目指した。これらの分析によって、現状の厳しい財政状況を打破するため、自らが主導する財政政策のもと早期の予算法成立を目指すミルスポーと、それら予算編成の合法性及びミルスポーの過度な権限行使を警戒する議会が、予算法審議のなかで対立して審議の遅延をもたらしたことを示した。このようなミルスポーと国民議会との対立は、財政政策の円滑な実行を妨げただけでなくミルスポーの政治的な孤立を招き、彼の解任及びレザー・シャーの権限強化を促したのである。

以上の報告を受けて、コメンテーターを務めて下さったクリストフ・ヴェルナー先生（ドイツ・バンベルク大学東洋学研究所 教授）から、本予算法案審議で問題となった取引高税（*māliyāt bar mo‘āmelāt*）やワクフ地への半ウシュル税（*nīm ‘oshr*）の課税に関する質問があり、当時の財政制度や徴税システム、及びそれにまつわる政治的な利害関係を踏まえて、予算法審議を理解する必要があるとの指摘を得た。また、本報告で分析した当時の議会運営の状況が、イランにおける議会制民主主義の展開というより大きな議論にどのように繋がるのか、報告者の今後の研究展望に関して、質問があった。

本報告会では、初期イスラーム史から現代リビア政治研究まで、時代、ディシプリン共に幅広い研究報告を聞くことができた。これら日頃触れる機会のない研究は、自らの専門やそれに関連する事柄に偏りがちな報告者にとって、新鮮で刺激的なものであり、自らの研究

をもう一度見つめ直すきっかけともなった。また、報告会後のエクスカージョンでは、ヴェルナー先生とゆっくり話をする時間を得て、報告内容だけではなく今後の研究計画やキャリアパスを含めて、幅広いアドバイスを求めることができた。このように報告会の前後の時間を利用して、他の報告者やコメンテーター、オブザーバーの先生方とじっくり議論を交わしたことは、報告者にとって、研究報告とそのディスカッションに匹敵する有意義な経験であった。この機会を提供していただいた東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の先生方及びスタッフの皆様、特に黒木英充先生、熊倉和歌子先生、篠田知暁先生及び千葉淑子様には心からの感謝を申し上げたい。